機能等証明書

１　機能等証明書とは

（１）機能等証明書とは、納入しようとする機器が仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類です。

（２）開札前までに機能等証明書の承諾を受けなければなりません。

２　機能等証明書の提出

　（１）提出期限　令和７年５月１６日（金）午後５時まで

　（２）提出先

〒７７０－８５７０

　　　　徳島市万代町１丁目１番地　徳島県教育情報化推進協議会

　　　　（事務局：徳島県教育委員会　教育ＤＸ推進課内）

　（３）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「学習者用コンピュータ（iPadその２）【徳島市】賃貸借機能等証明書在中」と朱書し、書留郵便にて、期限までに必着のこと。）

３　提出書類

　（１）機能等証明書（様式１）

　（２）賃貸借機器仕様一覧表（様式２）

　（３）製品仕様書またはカタログ等

　上記（２）の内容を確認するための資料であるため、該当箇所にインデックスを付し、赤色ボールペンで囲んだりする等、徳島県教育情報化推進協議会（徳島県教育委員会　教育ＤＸ推進課内）担当者確認しやすいようしてください。

（様式１）

機能等証明書

令和　　年　　月　　日

徳島県教育情報化推進協議会長　殿

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 名

　徳島県教育情報化推進協議会が行う「学習者用コンピュータ（iPadその２）【徳島市】賃貸借」の共同調達に係る一般競争入札に関して、下記のとおり調達仕様書の各項目を満たすことを証明します。

　なお、関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

１　納入を予定している機器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| メーカー名 | 品名（モデル名） | 型式（型番） |
|  |  |  |

２　仕　様

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| (１)学習者用コンピュータ等  共同調達仕様書 | 仕様書に基づく全ての機能を有していること |
| (２)機器の動作確認 | 仕様書に基づき安定動作が可能であること |